

## 個人情報保護委員会（第143回）議事概要

- 1 日時：令和2年5月15日（金）10：30～11：00 オンライン開催
- 2 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、  
其田事務局長、佐脇審議官

### 3 議事の概要

- (1) 議題1：令和元年度年次報告（案）について
- (2) 議題2：令和2年度個人情報保護委員会活動方針（案）について  
事務局から資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。

- (3) 議題3：官民通じた個人情報保護制度の見直しに係る委員会としての考え方について

事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり了承された。

大島委員から、「これまで、内閣官房におけるタスクフォースや、当委員会で主催している懇談会等、検討が進められていることを歓迎。個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するという、個人情報保護法の目的に照らし、まずは個人の目線に立って、法制全体の調和を図っていくとの基本的考え方が重要である。」旨の発言があった。

中村委員から、「懇談会においては、発足以来、実態調査も行いながら、実務的論点の整理を行ってきたが、今後はどのような制度にしていくのかという論点に議論が移っていくと思う。この場合大事なのは、法制の調和を進めるという方向性を踏まえつつ、国と地方の役割分担の在り方について議論を深め、地方公共団体の特性に応じた対応を要する部分を正しく見極めることだと思う。その意味で、引き続き、地方の自主性を尊重し、地方公共団体の意見もよく聴きつつ、丁寧に進めることが重要である。」旨の発言があった。

丹野委員長から、「公的分野の個人情報の在り方については、いわゆる3年ごと見直しにおいても、ヒアリング等で多数の御意見をいただくなど、関心が高かった論点。昨年12月に公表したいわゆる3年ごと見直しの制度改正大綱でも、検討を行っていく旨を記載。今後、この考え方を踏まえつつ、一元化への道筋を明確にすることが重要。関係省庁とともに精力的に検討を進めていきたい。」旨の発言があった。

※ なお、欠席の藤原委員から、「地方公共団体との検討の調和について、資料3に示されているように、地方の意見をよく聴くことが肝要と思われる。個人情報保護条例における分権的運用にはそれなりの事情・成果もあること、医療・介護等は個別法で処理すべき問題であると思われること、

個人情報保護委員会が地方での運用について地方公共団体の長と並びで権限を持つことは考えられることである」という旨の意見の提出があった。

- (4) 議題4：令和2年度検査計画等について  
事務局から、資料に基づき説明を行い、原案のとおり決定された。
- (5) 議題5：マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集の結果について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。  
原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。
- (6) 議題6：マイナンバーガイドラインの改正案について  
事務局から、資料に基づき説明を行った。  
原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。
- (7) 議題7：個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について  
事務局から、資料に基づき報告を行った。  
熊澤委員から「コロナ禍にもかかわらず、当委員会の働きかけによって、少しでも進展させていることを評価したい。引き続き、粘り強く対話を進めてほしい」旨の発言があった。  
※ なお、欠席の藤原委員から、「データに基づいた議論の重要性に鑑み、実態調査を行うことは重要と考える」という旨の意見の提出があった。

以上